

携帯電話のトラブルに注意!!



携帯電話について、利用した覚えのない料金を請求されるなどの相談が急増しています。ワン切りや「無料」とうたった広告でつって、利用した状況をつくり、不当に高額な請求をするものです。

ワン切りや迷惑メールが来ても、かかわりを持たずに無視することが最も効果的な対処方法です。また、うっかりかけ直しても、メッセージに従わずすぐに切った場合や、無料とうたった時間内の利用料金については、ダイヤル通話料以外の料金請求に応じる必要はありません。

※ワン切り... 1回だけ呼び出し音を鳴らしてすぐに切ることで、相手の携帯電話に自分の電話番号を記録させること。知人かと思い、返信する習慣を悪用している。

消費者を守る制度

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは?

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などで契約したときに、無条件で契約を解除できる制度です。

例えば、セールスマンが突然家に来て、または突然の電話で勧誘され、買うつもりはなかったのについ契約をしてしまった。そんなときに頭を冷やしてよく考え(クーリング)、契約を解除(オフ)できるのです。

クーリング・オフ一覧

| 販売方法 | 期間 | 適用対象 |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 訪問販売 | 契約書面交付日から8日間 | 指定商品・指定サービス・指定権利 |
| 電話勧誘販売 | | エステティック・語学教室・家庭教師・学習塾(店舗での契約含む) |
| 特定継続的役務提供 | | |
| 連鎖販売取引(マルチ商法) | 契約書面交付日か商品受取日のいずれか遅い方から20日間 | すべての商品・サービス・権利 |
| 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法) | 契約書面交付日から20日間 | |

あなたをねらう 悪質商法

注意点

電話は録音にかかっていること、録音の旨を伝えておくべきことを注意してください。また業者間で以前の情報が流れ、一時的な被害を受けやすくなります。大々悪質なものもあります。価格はとってのなごても、以前の電話の支払いが終わってはいれば無関係なものはありません。きつとした態度で、はっきりと断るべきです。

ケース3

「無料でプレゼント」の誘惑に乗らないで!

先日、自宅に男性がやってきて、「近所に大手スーパーがあるので、記念の商品を無料で配っている」と誘われて出かけた。近くの家に集まって、日用品を三つもらった後、「まだ商品があるが配送がおくれているので、十時ごろ来てほしい」と言われた。十時にまた男性が自宅へ来て、「みんな集まって待っている」と言われ、仕方なく出向いた。しかし、そこで電気治療器の説明をされて試すように言われ、断りきれず契約をしてしまった。十八万円と高価で、もともと買う気はなかったため返品したい。

注意点

「無料であげます」といった甘い言葉で誘われるように注意してください。このように無料で商品を提供し、消費者を一種の権限状態にしたところから、最後には高価な商品を買わせる手口を「権限商法」といいます。高断者をねらっている。クーリング・オフが可能です。

消費生活相談

勧誘を受けて迷ったとき、契約してしまったけれど解約したいときなどは、すぐにフィランセ西館三階消費生活センターへ。

相談方法 電話または来所

受付時間 毎週月～金曜日 九時～十二時 十三時～十六時

電話 六四一八九九六